

新	旧
第 45 条 残土処理…………… 159	第 45 条 残土処理…………… 159
第 46 条 道路復旧…………… 160	第 46 条 道路復旧…………… 160
<b>第 11 章 保安設備</b>	<b>第 11 章 保安設備</b>
第 47 条 保安設備…………… 170	第 47 条 保安設備…………… 170
<b>第 12 章 給水装置の施工</b>	<b>第 12 章 給水装置の施工</b>
第 48 条 給水引込工事…………… 176	第 48 条 給水引込工事…………… 176
第 49 条 屋内配管工事…………… 178	第 49 条 屋内配管工事…………… 178
第 50 条 管の接合…………… 181	第 50 条 管の接合…………… 181
第 51 条 防 護…………… 186	第 51 条 防 護…………… 186
第 52 条 メータの設置…………… 190	第 52 条 メータの設置…………… 190
第 53 条 宅地内止水栓…………… 191	第 53 条 宅地内止水栓…………… 191
第 54 条 ボックス類の設置…………… 192	第 54 条 ボックス類の設置…………… 192
<b>第 13 章 安全管理</b>	<b>第 13 章 安全管理</b>
第 55 条 安全管理…………… 194	第 55 条 安全管理…………… 194
<b>第 14 章 3 階直結直圧給水・直結増圧給水</b>	<b>第 14 章 3 階直結直圧給水・直結増圧給水</b>
3 階直結直圧給水・直結増圧給水フロー図…………… 197	3 階直結直圧給水・直結増圧給水フロー図…………… 197
3 階直結直圧給水実施要綱・解説…………… 198	3 階直結直圧給水実施要綱・解説…………… 198
直結増圧給水実施要綱・解説…………… 199	直結増圧給水実施要綱・解説…………… 214
<b>2 様 式 編</b>	<b>2 様 式 編</b>
給水装置工事申込書兼給水申込書 (様式第 1 号) …… 1	給水装置工事申込書兼給水申込書 (様式第 1 号) …… 1
集合住宅、先行等一括申込一覧表 (様式第 1 号) (別表) …… 3	集合住宅、先行等一括申込一覧表 (様式第 1 号) (別表) …… 3
給水使用目的届 (様式第 2 号) …… 5	給水使用目的届 (様式第 2 号) …… 5
土地使用承諾書 (様式第 3 号) …… 6	土地使用承諾書 (様式第 3 号) …… 6
土地使用承諾書 (私道への水道管布設取扱要綱 様式第 7 号) …… 7	土地使用承諾書 (私道への水道管布設取扱要綱 様式第 7 号) …… 7
一個給水誓約書 (様式第 5 号) …… 8	一個給水誓約書 (様式第 5 号) …… 8
給水装置の管理人設置 (変更) 届 (様式第 6 号) …… 9	給水装置の管理人設置 (変更) 届 (様式第 6 号) …… 9
既設給水装置使用申請書 (井水ポンプ配管) (様式第 7 号) …… 10	既設給水装置使用申請書 (井水ポンプ配管) (様式第 7 号) …… 10

新	旧
<p>浄水器、活水器設置誓約書（直結給水用）（様式第4 0-2号） ..... 51</p> <p>浄水器、活水器使用止め・撤去報告書（様式第4 1号） ..... 52</p> <p>給水装置工事概算設計願い書（先行取出し有り）（様式第4 2号） ..... 53</p> <p>舗装復旧依頼報告書（様式第4 3号） ..... 54</p> <p>製作図承認申出書（様式第4 4号） ..... 55</p>	<p>浄水器、活水器設置誓約書（直結給水用）（様式第4 0-2号） ..... 51</p> <p>浄水器、活水器使用止め・撤去報告書（様式第4 1号） ..... 52</p> <p>給水装置工事概算設計願い書（先行取出し有り）（様式第4 2号） ..... 53</p> <p>舗装復旧依頼報告書（様式第4 3号） ..... 54</p> <p>製作図承認申出書（様式第4 4号） ..... 55</p> <p>3階直結直圧給水協議書（新規・改造）（3直様式第1号） ..... 56</p> <p>3階直結直圧給水協議書（新規・改造）（3直様式第1-1号） ..... 57</p> <p>3階直結直圧給水回答書（新規・改造）（3直様式第2号） ..... 58</p> <p>既設給水設備調査報告書（3直様式第3号） ..... 59</p> <p>直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第1号）（表面） ..... 60</p> <p>直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第1号）（裏面） ..... 61</p> <p>直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第1-1号） ..... 62</p> <p>直結増圧給水回答書（新規・改造）（増圧様式第2号） ..... 63</p> <p>既設給水設備調査報告書（増圧様式第3号） ..... 64</p> <p>定期点検業者選任（変更）届（増圧様式第4号） ..... 65</p> <p>減圧式逆流防止器定期点検報告書（増圧様式第5号） ..... 66</p>

新	旧
<p>(給水装置工事等の申込及び施行)</p> <p>第4条 給水装置の設置等をしようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ企業長に給水装置工事(以下「給水工事」という。)を申込み、承認を受けなければならない。</p> <p>2 給水工事は、企業長又は企業長が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施行する。</p> <p>3 申込者は、給水工事を申し込む場合は、指定工事業者に委託して施行しなければならない。</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 給水工事の承認は、当該給水装置が条例及び規則等の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを企業長が承諾することであり、企業長は、事業計画に定める給水区域内において給水工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。(法第15条)ただし、次のような正当な理由がある場合は、企業長が給水の申込みを拒否することができる。(水道法逐条解説)</p> <p>(1) 給水区域外からの申込みの場合。</p> <p>(2) 配水管未布設地区からの給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込むときはこの限りではない。</p> <p>(3) 給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかであるとき。</p> <p>(4) 当該事業計画内では、対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込である場合。</p> <p>(5) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合。</p> <p>(6) 給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準及び企業長が定める技術上の基準に適合しない場合。(条例第33条)</p> <p>2 新設・改造等により申込者に給水することによって、既需要者への給水において所要水量・水圧等が本基準第21条以下に定める一定基準を下廻ると判断されるときは、申込者の負担により、不足することとなる給水能力の回復を行わなければならない。(布設替等)</p> <p>3 従来、給水工事は、原則として「企業長が施行し、止水栓以下の部分については、指定工事業者が施行できる」こととしていたが、平成9年4月以降、国による水道関係の規制緩和政策により、「水道事業者(企業長)又は指定工事業者」のどちらでも施行できることとなった。</p> <p>それにより、本企业団では、企業長が施行する場合を「入札工事、特別給水承認工事及び給水承認工事」、指定工事業者が施行する場合を「設計審査工事」として、その施行方法及び事務処理を本基準で定めることとした。</p> <p>なお、給水工事の申込み先は、工事を施行する指定工事業者へ直接行えばよい。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>1 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。(条例第4条)</p> <p>2 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定した者が施行する。</p>	<p>(給水装置工事等の申込及び施行)</p> <p>第4条 給水装置の設置等をしようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ企業長に給水装置工事(以下「給水工事」という。)を申込み、承認を受けなければならない。</p> <p>2 給水工事は、企業長又は企業長が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施行する。</p> <p>3 申込者は、給水工事を申し込む場合は、指定工事業者に委託して施行しなければならない。</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 給水工事の承認は、当該給水装置が条例及び規則等の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを企業長が承諾することであり、企業長は、事業計画に定める給水区域内において給水工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。(法第15条)ただし、次のような正当な理由がある場合は、企業長が給水の申込みを拒否することができる。(水道法逐条解説)</p> <p>(1) 給水区域外からの申込みの場合。</p> <p>(2) 配水管未布設地区からの給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込むときはこの限りではない。</p> <p>(3) 給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかであるとき。</p> <p>(4) 当該事業計画内では、対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込である場合。</p> <p>(5) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合。</p> <p>(6) 給水装置の構造及び材質が施行令第5条に定める基準及び企業長が定める技術上の基準に適合しない場合。(条例第33条)</p> <p>2 新設・改造等により申込者に給水することによって、既需要者への給水において所要水量・水圧等が本基準第21条以下に定める一定基準を下廻ると判断されるときは、申込者の負担により、不足することとなる給水能力の回復を行わなければならない。(布設替等)</p> <p>3 従来、給水工事は、原則として「企業長が施行し、止水栓以下の部分については、指定工事業者が施行できる」こととしていたが、平成9年4月以降、国による水道関係の規制緩和政策により、「水道事業者(企業長)又は指定工事業者」のどちらでも施行できることとなった。</p> <p>それにより、本企业団では、企業長が施行する場合を「入札工事、特別給水承認工事及び給水承認工事」、指定工事業者が施行する場合を「設計審査工事」として、その施行方法及び事務処理を本基準で定めることとした。</p> <p>なお、給水工事の申込み先は、工事を施行する指定工事業者へ直接行えばよい。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>1 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。(条例第4条)</p> <p>2 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定した者が施行する。</p>

新	旧
<div data-bbox="418 394 1255 541" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(指導・監督) 第5条 企業団は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行ううえから、本基準に基づき、指定工事業者の行う給水工事が経済的かつ日常の管理が容易であるように、適正な設計及び施行を指導し監督する。</p> </div> <p>〔解説〕</p> <p><b>基本事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置は、需要者の費用で設置される個人財産であり、日常の管理責任は需要者にある。一方では、水道施設である配水管に直接連結されていることから供給水の水量、水圧及び水質の確保については、水道事業者の責任とされている。 水道事業者は水量、水圧、水質確保についての責任を果たすため、給水に当たっては、当該給水装置の構造及び材質について、法令（施行令第6条）に定められる基準に適合しているかどうかを審査することになっている。</li> <li>給水装置は、需要者が必要とする水量を安定して、かつ安全な水を供給するために適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意しなければならない。</li> <li>給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される（法第3条第9項）が、生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、給水用具に対するニーズも大きく変化しており、利便性、快適性を強調するものが増えている。したがって、給水用具の採用に当たっては、使い勝手が良く、安心して使用できるものが必要とされる。また、騒音、振動等生活環境に悪影響を及ぼさないことも必要である。このような要件を満たすためには、日本工業規格（JIS）、第三者認証機関{日本水道協会規格（JWWA）、日本燃焼器具検査協会（JHIA）、電気安全環境研究所（JET）、日本ガス機器検査協会（JIA）}による規格品を使用することが望ましい。</li> <li>給水量の正確な計量には、水道メータの適正な選定とともに、適正な設置と管理が必須の条件となる。水道メータの選定に当たっては、使用水量に見合う口径とする必要があり、これを誤ると、使用水量の正確な計量ができず、また水道メータの耐久性を低下させることがあるので注意する必要がある。</li> <li>給水装置の構造及び材質は、地域の特色に見合った配慮が必要である。そのほか、給水管の管種決定に当たっては、水質、土壌の影響等について十分な配慮が必要である。</li> <li>給水装置の設計・施行は、水道衛生上の見地から一定の技術水準にある者を水道事業者が指定し適正に行わせる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">7</p>	<div data-bbox="1685 405 2504 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(指導・監督) 第5条 企業団は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行ううえから、本基準に基づき、指定工事業者の行う給水工事が経済的かつ日常の管理が容易であるように、適正な設計及び施行を指導し監督する。</p> </div> <p>〔解説〕</p> <p><b>基本事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置は、需要者の費用で設置される個人財産であり、日常の管理責任は需要者にある。一方では、水道施設である配水管に直接連結されていることから供給水の水量、水圧及び水質の確保については、水道事業者の責任とされている。 水道事業者は水量、水圧、水質確保についての責任を果たすため、給水に当たっては、当該給水装置の構造及び材質について、法令（施行令第5条）に定められる基準に適合しているかどうかを審査することになっている。</li> <li>給水装置は、需要者が必要とする水量を安定して、かつ安全な水を供給するために適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意しなければならない。</li> <li>給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される（法第3条第9項）が、生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、給水用具に対するニーズも大きく変化しており、利便性、快適性を強調するものが増えている。したがって、給水用具の採用に当たっては、使い勝手が良く、安心して使用できるものが必要とされる。また、騒音、振動等生活環境に悪影響を及ぼさないことも必要である。このような要件を満たすためには、日本工業規格（JIS）、第三者認証機関{日本水道協会規格（JWWA）、日本燃焼器具検査協会（JHIA）、電気安全環境研究所（JET）、日本ガス機器検査協会（JIA）}による規格品を使用することが望ましい。</li> <li>給水量の正確な計量には、水道メータの適正な選定とともに、適正な設置と管理が必須の条件となる。水道メータの選定に当たっては、使用水量に見合う口径とする必要があり、これを誤ると、使用水量の正確な計量ができず、また水道メータの耐久性を低下させることがあるので注意する必要がある。</li> <li>給水装置の構造及び材質は、地域の特色に見合った配慮が必要である。そのほか、給水管の管種決定に当たっては、水質、土壌の影響等について十分な配慮が必要である。</li> <li>給水装置の設計・施行は、水道衛生上の見地から一定の技術水準にある者を水道事業者が指定し適正に行わせる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">7</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(管 理)</p> <p>第7条 給水装置の管理の主体责任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。</p> <p>2 給水装置の分界点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理分界点</p> <p>ア 宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を1個設置する場合メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁 ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニットの下流側とする。</p> <p>イ 直結直圧給水をする集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要がある場合 共用止水栓（3階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）</p> <p>ウ 受水槽を有する集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要がある場合 親メータ直後の逆止弁</p> <p>エ 前アからウに定めるメータユニット、逆止弁及び共用止水栓は、原則として宅地内の官民境界から2.0m以内の場所に設置するものとする。</p> <p>(2) 給水装置と導水装置との分界点 受水槽給水口</p> <p>(3) 水質責任分界点 給水栓 ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。</p> <p style="text-align: center;">〔解 説〕</p> <p>1 管 理</p> <p>(1) 水道事業者が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので需要者が管理する。(法第3条第8項) ただし、企業団においては、給水装置のうち公道下に属する施設の維持管理は企業団が代行するものとする。</p> <p>(2) 需要者が給水装置の管理を著しく怠ったときは、過料の対象となる。(条例第36条第1項第3号)</p> <p>(3) 需要者が使用中の給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。(条例第33条)</p> <p>(4) 水道事業者は、その職員に給水装置の立ち入り検査をさせることができる。(法第17条第1項)</p> <p>(5) 逆止弁が設置されていない場合は、メータまでとする。</p> <p>2 メータ並びに集合住宅等における親メータ及び共用止水栓の位置について 給水装置(企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。)は、給水装置所有者に帰属するが、管理はメータ下流側逆止弁までについては、企業団が行うものである。(集合住宅等においては、親メータ直後の逆止弁又は共用止水栓までが企業団管理となる。) 従ってメータ等の設置位置が宅地内に入れば入る程①漏水等の発生により給水装置所有者宅地内での影響部分が大きくなる②すなわち宅地内での企業団管理部分が増えるとともに</p> <p style="text-align: center;">12</p>	<p style="text-align: center;">(管 理)</p> <p>第7条 給水装置の管理の主体责任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。</p> <p>2 給水装置の分界点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理分界点</p> <p>ア 宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を1個設置する場合メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁 ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニットの下流側とする。</p> <p>イ 直結直圧給水をする集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要がある場合 共用止水栓（3階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）</p> <p>ウ 受水槽を有する集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要がある場合 親メータ直後の逆止弁</p> <p>エ 前アからウに定めるメータユニット、逆止弁及び共用止水栓は、原則として宅地内の官民境界から2.0m以内の場所に設置するものとする。</p> <p>(2) 給水装置と導水装置との分界点 受水槽給水口</p> <p>(3) 水質責任分界点 給水栓 ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。</p> <p style="text-align: center;">〔解 説〕</p> <p>1 管 理</p> <p>(1) 水道事業者が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので需要者が管理する。(法第3条第8項) ただし、企業団においては、給水装置のうち公道下に属する施設の維持管理は企業団が代行するものとする。</p> <p>(2) 需要者が給水装置の管理を著しく怠ったときは、過料の対象となる。(条例第36条第1項第3号)</p> <p>(3) 需要者が使用中の給水装置の構造及び材質が施行令第5条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。(条例第33条)</p> <p>(4) 水道事業者は、その職員に給水装置の立ち入り検査をさせることができる。(法第17条第1項)</p> <p>(5) 逆止弁が設置されていない場合は、メータまでとする。</p> <p>2 メータ並びに集合住宅等における親メータ及び共用止水栓の位置について 給水装置(企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。)は、給水装置所有者に帰属するが、管理はメータ下流側逆止弁までについては、企業団が行うものである。(集合住宅等においては、親メータ直後の逆止弁又は共用止水栓までが企業団管理となる。) 従ってメータ等の設置位置が宅地内に入れば入る程①漏水等の発生により給水装置所有者宅地内での影響部分が大きくなる②すなわち宅地内での企業団管理部分が増えるとともに</p> <p style="text-align: center;">12</p>

新	旧
<p>5 申込書作成の注意事項  指定工事業者は、申込書を作成するにあたり、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 申込者氏名「フリガナ」の確認  申込者の連絡先及び電話番号を必ず記入すること。</p> <p>(2) 先行工事の引込管の有無は必ず記入すること。  引込管の有無は申込者が責任をもって記入する。「無」として、給水管布設工事を行った後において、先行引込管が判明した場合でも工事費は返却しない。</p> <p>(3) 工事種別の確認  改造・移設の場合は下記事項の確認をとる。  改造—メータ番号・所有者氏名  移設—メータ番号・所有者氏名・撤去の有無</p> <p>(4) メータ口径は申込者と協議し、不明な点は企業団に問い合わせること。</p> <p>(5) 水槽給水と思われるときは、企業団と協議すること。</p> <p>(6) 完了に要する期間を説明し、建物引渡し日をあらかじめ把握しておくこと。</p> <p>(7) 引込み位置を明記すること。</p> <p>(8) メータ設置場所について説明すること。</p> <p>(9) 使用材料について説明すること。</p> <p>(10) 書類に押印するものは、よく説明すること。</p> <p>(11) 現場確認をすること。</p> <p>(12) 集合住宅（アパート・マンション等）の場合  ① 建物名称・部屋番号の記入  ② メータ1個による全体給水（以下「一個給水」という。）及び各戸検針の説明すること。  ③ 共用栓の有無の確認</p> <p>(13) 仮設の場合は臨時用料金について説明すること。</p> <p>(14) 仮給水について説明すること。</p> <p>(15) 料金支払者が申込者と異なった場合は「水道使用開始届」を添付すること。</p> <p>(16) その他不明な点は企業団に問い合わせること。</p> <p>6 水道料金支払保証書  平成22年10月1日より添付を廃止。</p> <p style="text-align: center;">26</p>	<p>5 申込書作成の注意事項  指定工事業者は、申込書を作成するにあたり、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 申込者氏名「フリガナ」の確認  申込者の連絡先及び電話番号を必ず記入すること。</p> <p>(2) 先行工事の引込管の有無は必ず記入すること。  引込管の有無は申込者が責任をもって記入する。「無」として、給水管布設工事を行った後において、先行引込管が判明した場合でも工事費は返却しない。</p> <p>(3) 工事種別の確認  改造・移設の場合は下記事項の確認をとる。  改造—メータ番号・所有者氏名  移設—メータ番号・所有者氏名・撤去の有無</p> <p>(4) メータ口径は申込者と協議し、不明な点は企業団に問い合わせること。</p> <p>(5) 水槽給水と思われるときは、企業団と協議すること。</p> <p>(6) 完了に要する期間を説明し、建物引渡し日をあらかじめ把握しておくこと。</p> <p>(7) 引込み位置を明記すること。</p> <p>(8) メータ設置場所について説明すること。</p> <p>(9) 使用材料について説明すること。</p> <p>(10) 書類に押印するものは、よく説明すること。</p> <p>(11) 現場確認をすること。</p> <p>(12) 集合住宅（アパート・マンション等）の場合  ① 建物名称・部屋番号の記入  ② メータ1個による全体給水（以下「一個給水」という。）及び各戸検針の説明すること。  ③ 共用栓の有無の確認</p> <p>(13) 水道施設整備分担金の対象かどうか確認すること。</p> <p>(14) 仮設の場合は臨時用料金について説明すること。</p> <p>(15) 仮給水について説明すること。</p> <p>(16) 料金支払者が申込者と異なった場合は「水道使用開始届」を添付すること。</p> <p>(17) その他不明な点は企業団に問い合わせること。</p> <p>6 水道料金支払保証書  平成22年10月1日より添付を廃止。</p> <p style="text-align: center;">26</p>

新

旧

様式第1号

配水区	水栓番号

受付番号

ファイル番号

給水装置工事申込書 兼 給水申込書

※  太線内を記入して下さい。また、裏面にも記入事項、注意事項があります。

愛知中部水道企業団 企業長 殿	フリガナ 〒	住所 ①
申請年月日 年 月 日	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ
	氏名	氏名
	電話番号	電話番号

※給水契約者(水道使用者)が、申込者と異なる場合は、別に「水道使用開始届」を提出してください。

設置場所 市・町 ②  
( 整理組合 ブロック )

※申込者と土地の所有者が異なる場合は、別に「土地使用承諾書」を提出してください。

※以下の記入に関しては、申込先の指定工事業者に、内容をよく確認してください。

⑥ 工事区分	給水承認工事・特別給水承認工事・入札・設計審査工事
③ 工事種別	新設・改造・移設・移設改造・仮設(6か月・1年)・先行・一括先行【明細は別表】
使用水量	一日最大: m <sup>3</sup> 及び 時間最大: m <sup>3</sup> 仮設継続・撤去・消火栓
(住宅の場合は不要) 算定根拠:	④ 先行取り出し: 有・無

⑤ メータ口径	mm(先行工事は、取出口径。)	⑦ 水使用希望日:	年 月 日頃
---------	-----------------	-----------	--------

⑧ 指定工事業者者記入欄	取出口径: mm / 建物階数: 階 / 水栓の数: 個 (住宅の場合は、必ず記入)
	給水方式: 直結直圧・直結増圧(直圧併用: 有・無)・水槽給水 / 受水槽: m <sup>3</sup> 高置水槽: m <sup>3</sup>
	用途: 戸建住宅・戸建店舗( )・集合住宅・店舗付集合住宅( )・その他( )
	*集合住宅、店舗付集合住宅の場合は、「検針方法」等必要事項を『別表』に記入してください。
	移設・改造等の場合=旧メータ番号: 、旧口径 mm 旧お客様番号:

土地使用承諾書  一個給水誓約書  受水槽誓約書  先行工事念書  水栓数誓約書  
 井水併用申請書  既設給水装置の使用申請書  集合住宅維持管理念書  その他( )  
 配水管等の布設(替): 有る場合は、( mm x m )  
 配補負担金  
 助成金 / メータ出庫: 出庫日【 年 月 日】メータ番号【 】指針【 m】

申込受付指定工事業者	上記工事の手續きに関する一切の事項を受任しました。	⑩ 別に公道部分工事業者 有・無(※同時申込のこと)
	⑨	令書発行確認印
主任技術者名		

備考 ⑪

様式第1号

配水区	水栓番号

受付番号

ファイル番号

給水装置工事申込書 兼 給水申込書

※  太線内を記入して下さい。また、裏面にも記入事項、注意事項があります。

愛知中部水道企業団 企業長 殿	フリガナ 〒	住所 ①
申請年月日 年 月 日	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ
	氏名	氏名
	電話番号	電話番号

※給水契約者(水道使用者)が、申込者と異なる場合は、別に「水道使用開始届」を提出してください。

設置場所 市・町 ②  
( 整理組合 ブロック )

※申込者と土地の所有者が異なる場合は、別に「土地使用承諾書」を提出してください。

※以下の記入に関しては、申込先の指定工事業者に、内容をよく確認してください。

⑥ 工事区分	給水承認工事・特別給水承認工事・入札・設計審査工事
③ 工事種別	新設・改造・移設・移設改造・仮設(6か月・1年)・先行・一括先行【明細は別表】
使用水量	一日最大: m <sup>3</sup> 及び 時間最大: m <sup>3</sup> 仮設継続・撤去・消火栓
(住宅の場合は不要) 算定根拠:	④ 先行取り出し: 有・無

⑤ メータ口径	mm(先行工事は、取出口径。)	⑦ 水使用希望日:	年 月 日頃
---------	-----------------	-----------	--------

⑧ 指定工事業者者記入欄	取出口径: mm / 建物階数: 階 / 水栓の数: 個 (住宅の場合は、必ず記入)
	給水方式: 直結直圧・直結増圧(直圧併用: 有・無)・水槽給水 / 受水槽: m <sup>3</sup> 高置水槽: m <sup>3</sup>
	用途: 戸建住宅・戸建店舗( )・集合住宅・店舗付集合住宅( )・その他( )
	*集合住宅、店舗付集合住宅の場合は、「検針方法」等必要事項を『別表』に記入してください。
	移設・改造等の場合=旧メータ番号: 、旧口径 mm 旧お客様番号:

土地使用承諾書  一個給水誓約書  受水槽誓約書  先行工事念書  水栓数誓約書  
 井水併用申請書  既設給水装置の使用申請書  集合住宅維持管理念書  その他( )  
 配水管等の布設(替): 有る場合は、( mm x m )  
 配補負担金  水道施設整備分負担金 【同意水量 m<sup>3</sup>】 【金額 円】  
 助成金 / メータ出庫: 出庫日【 年 月 日】メータ番号【 】指針【 m】

申込受付指定工事業者	上記工事の手續きに関する一切の事項を受任しました。	⑩ 別に公道部分工事業者 有・無(※同時申込のこと)
	⑨	令書発行確認印
主任技術者名		

備考 ⑪

新

**随意契約施工承諾書(特別給水承認工事の場合)**  
 この度、給水装置工事を申し込みましたが、特別給水承認工事として取扱うこととし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号により表記の業者に随意契約で施工することを承諾します。

氏名 ① ㊟

**水道メータ保管念書**

1 貸与を受けたメータは清潔に保管し、設置場所には、検針及び修理の支障になる物件、工作物は設置いたしません。  
 2 メータ位置の変更及び改善指示を受けたときは、保管者の費用で工事を行います。  
 3 使用中故意又は過失によりメータ及び水道施設を破損した場合は、愛知中部水道企業団から指示のあった損害額を弁償致します。  
 4 メータが不要となったときは、速やかに愛知中部水道企業団に返却致します。  
 5 集合住宅でオートロック装置を設置する場合は、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ます。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とします。

氏名 ② ㊟

**※維持管理念書**

1 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設(給水装置部分を除く。)は、すべて愛知中部水道企業団に移管し、その維持管理をお願いします。  
 2 給水装置は本来需要者である私が維持管理すべきですが、公道に埋設された給水装置の維持管理は私では困難なため、愛知中部水道企業団にてお願いします。また、所有地内の給水装置の維持に必要な行為について承諾いたしますので、愛知中部水道企業団にて公道との境界線からメータまで(集合住宅等は、親メータ又は共用止水栓まで)の給水装置の維持をお願いします。  
 3 当方の都合により給水装置を破損した場合には、破損原因者及び私が賠償の責を負います。また、給水装置に該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。  
**※集合住宅等で各個検針する場合は、「各個検針維持管理念書(集合住宅等用)」(様式第37号)に記入・提出してください。**

氏名 ③ ㊟

**水栓数誓約書(該当する住宅の場合のみ)**

この度、住宅の給水工事を申し込むにあたり、水栓数が貴企業団の基準にある「メータ口径と給水栓数」を超えてしまいます。この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、貴企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。  
 なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを誓約いたします。  
 また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

氏名 ④ ㊟

**メータ越え宅地内側使用材料届**

次の材料の使用をお届けします。 主任技術者名: \_\_\_\_\_

使用箇所	名称・適合種別(JIS、第三者認証機関名、自己認証)を記入
(1)配管	⑤
(2)継手類	
(3)水栓類等器具	

※自己認証の場合は、認証機関の証明が必要

注1 家屋の建築又は所在を証明する書類を添付してください(確認済証等)。  
 注2 3階直結直圧給水又は直結増圧給水の場合は、協議書の『回答書』コピーを添付してください。  
 注3 この申込により、既需要者へ影響を及ぼす場合は、申込者の自費により、配水管等の布設替えが必要となります。  
 注4 メータを取付けた直後から、水道はご使用になれます。なお、すぐに使用されない場合は、営業課へ『休止』の連絡をしてください。  
 注5 給水工事の費用を通知後、30日以内にこれを納付しないときは、申込を取消したものとみなし、書類を返却します。

課長	補佐	主査	係	企業団受付	委託先受付	業者受付	営業課
				㊟	㊟	㊟	
				月 日	月 日	月 日	

旧

**随意契約施工承諾書(特別給水承認工事の場合)**  
 この度、給水装置工事を申し込みましたが、特別給水承認工事として取扱うこととし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号により表記の業者に随意契約で施工することを承諾します。

氏名 ① ㊟

**水道メータ保管念書**

1 貸与を受けたメータは清潔に保管し、設置場所には、検針及び修理の支障になる物件、工作物は設置いたしません。  
 2 メータ位置の変更及び改善指示を受けたときは、保管者の費用で工事を行います。  
 3 使用中故意又は過失によりメータ及び水道施設を破損した場合は、愛知中部水道企業団から指示のあった損害額を弁償致します。  
 4 メータが不要となったときは、速やかに愛知中部水道企業団に返却致します。  
 5 集合住宅でオートロック装置を設置する場合は、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ます。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とします。

氏名 ② ㊟

**※維持管理念書**

1 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設(給水装置部分を除く。)は、すべて愛知中部水道企業団に移管し、その維持管理をお願いします。  
 2 給水装置は本来需要者である私が維持管理すべきですが、公道に埋設された給水装置の維持管理は私では困難なため、愛知中部水道企業団にてお願いします。また、所有地内の給水装置の維持に必要な行為について承諾いたしますので、愛知中部水道企業団にて公道との境界線からメータまで(集合住宅等は、親メータ又は共用止水栓まで)の給水装置の維持をお願いします。  
 3 当方の都合により給水装置を破損した場合には、破損原因者及び私が賠償の責を負います。また、給水装置に該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。  
**※集合住宅等で各個検針する場合は、「各個検針維持管理念書(集合住宅等用)」(様式第37号)に記入・提出してください。**

氏名 ③ ㊟

**水栓数誓約書(該当する住宅の場合のみ)**

この度、住宅の給水工事を申し込むにあたり、水栓数が貴企業団の基準にある「メータ口径と給水栓数」を超えてしまいます。この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、貴企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。  
 なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを誓約いたします。  
 また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

氏名 ④ ㊟

**メータ越え宅地内側使用材料届**

次の材料の使用をお届けします。 主任技術者名: \_\_\_\_\_

使用箇所	名称・適合種別(JIS、第三者認証機関名、自己認証)を記入
(1)配管	⑤
(2)継手類	
(3)水栓類等器具	

※自己認証の場合は、認証機関の証明が必要

注意) 1 家屋の建築又は所在を証明する書類を添付してください(確認済証等)。  
 2 3階直結直圧給水又は直結増圧給水の場合は、協議書の『回答書』コピーを添付してください。  
 3 この申込により、既需要者へ影響を及ぼす場合は、申込者の自費により、配水管等の布設替えが必要となります。  
 4 1日給水量の合計が10m<sup>3</sup>以上、又は住宅戸数が10戸以上の場合は、水道施設整備分損金がかかります。  
 5 メータを取付けた直後から、水道はご使用になれます。なお、すぐに使用されない場合は、営業課へ『休止』の連絡をしてください。  
 6 給水工事の費用を通知後、30日以内にこれを納付しないときは、申込を取消したものとみなし、書類を返却します。

課長	補佐	主査	係	企業団受付	委託先受付	業者受付	営業課
				㊟	㊟	㊟	
				月 日	月 日	月 日	

(工事申込)  
 第12条 指定工事業者は、申込みにあたり、事前に必要な調査を行なうものとする。  
 2 指定工事業者は、工事着手前に別に定める金額を企業団に納付するものとする。

(工事申込)  
 第12条 指定工事業者は、申込みにあたり、事前に必要な調査を行なうものとする。  
 2 指定工事業者は、工事着手前に別に定める金額を企業団に納付するものとする。

〔解説〕  
 1 指定工事業者は、本基準第11条の申込書作成の留意点に基づいて事前に必要な調査を行うものとする。  
 2 給付金について  
 給水工事の申込みの際、工事費の外、必要に応じて加入分担金、事務費、手数料、配水補助管負担金、特別管理分担金等を納入すること。

〔解説〕  
 1 指定工事業者は、本基準第11条の申込書作成の留意点に基づいて事前に必要な調査を行うものとする。  
 2 給付金について  
 給水工事の申込みの際、工事費の外、必要に応じて加入分担金、事務費、手数料、**水道施設整備分担金**、配水補助管負担金、特別管理分担金等を納入すること。

(1) 工事費等必要費用

工事区分 費用名	①特別給水承認工事及び②入札工事（企業長が施行する工事）		設計審査工事 （指定工事業者が施行する工事）
	ア 給水承認工事 （①のうち小規模なもの）	イ（ア以外のもの）	
工事費	（指定工事業者が積算。ただし設計は企業長）	純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に現場管理費及び一般管理費を加えた合計額（設計基準）	（指定工事業者が積算）
設計費 （設計事務費）	別表1参照（給水承認工事取扱要領） 【※設計に係る人件費その他必要な経費及び施行管理に要する費用で事務費である。】	設計額の10%（受託等の事務費徴収に関する要綱）	
設計審査手数料及び現場確認料			別表2参照
経費		一般管理費及び現場管理費の合計費（率は設計基準による）	

(1) 工事費等必要費用

工事区分 費用名	①特別給水承認工事及び②入札工事（企業長が施行する工事）		設計審査工事 （指定工事業者が施行する工事）
	ア 給水承認工事 （①のうち小規模なもの）	イ（ア以外のもの）	
工事費	（指定工事業者が積算。ただし設計は企業長）	純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に現場管理費及び一般管理費を加えた合計額（設計基準）	（指定工事業者が積算）
設計費 （設計事務費）	別表1参照（給水承認工事取扱要領） 【※設計に係る人件費その他必要な経費及び施行管理に要する費用で事務費である。】	設計額の10%（受託等の事務費徴収に関する要綱）	
設計審査手数料及び現場確認料			別表2参照
経費		一般管理費及び現場管理費の合計費（率は設計基準による）	

別表1 設計事務費（税抜き）＝給水承認工事

①	公道工事又はこれに準じた工事を伴わないメータ廻りの工事	1件につき	3,000円	①
②	未舗装道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	5,000円	②
③	”（横断掘削）	1件につき	7,000円	③
④	舗装道又は舗装歩道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	11,000円	④
⑤	舗装道からの給水引込み工事（横断掘削）	1件につき	16,000円	⑤
⑥	本管布設・布設替を伴う工事	1件につき	26,000円	⑥

別表1 設計事務費（税抜き）＝給水承認工事

①	公道工事又はこれに準じた工事を伴わないメータ廻りの工事	1件につき	3,000円	①
②	未舗装道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	5,000円	②
③	”（横断掘削）	1件につき	7,000円	③
④	舗装道又は舗装歩道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	11,000円	④
⑤	舗装道からの給水引込み工事（横断掘削）	1件につき	16,000円	⑤
⑥	本管布設・布設替を伴う工事	1件につき	26,000円	⑥

新

旧

別表2 設計審査手数料・現場確認料＝設計審査工事

1 メータ口径別の設計審査手数料			
メータ口径	一般		遠隔(親)
口径が20mm以下	①	3,000円	④ 3,600円
口径が25mm以上40mm以下	②	5,500円	⑤ 6,700円
口径が50mm以上	③	8,400円	⑥ 10,200円
※メータを設置しないものは、引込み管の口径			
2 本管布設(替)に係る設計審査手数料・現場確認料			
本管布設(替)距離	設計審査手数料		現場確認料
30m以下のもの	⑦	7,400円	A 4,000円
30mを超え50mまでのもの	⑧	14,800円	B 8,000円
50mを超え100mまでのもの	⑨	24,000円	C 16,000円
100mを超えるもの	⑩	24,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額	D 16,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額

(2) 加入分担金

- ① 加入分担金は、給水工事の新規申込み及び増口径の申込者から徴収するものである。
- ② 加入分担金は、⑦新旧需要者の公平負担及び⑧原因者の適正負担を目的として、法第14条に定める「その他の供給条件」として条例で定める一時金であり、加入権が伴うものではない。
- ③ 加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

金額 口径(mm)	加入分担金(円)
13	100,000
20	
25	280,000
30	420,000
40	910,000
50	1,400,000
75	3,500,000
100	5,950,000
150以上	別途企業長が定める

38

別表2 設計審査手数料・現場確認料＝設計審査工事

1 メータ口径別の設計審査手数料			
メータ口径	一般		遠隔(親)
口径が20mm以下	①	3,000円	④ 3,600円
口径が25mm以上40mm以下	②	5,500円	⑤ 6,700円
口径が50mm以上	③	8,400円	⑥ 10,200円
※メータを設置しないものは、引込み管の口径			
2 本管布設(替)に係る設計審査手数料・現場確認料			
本管布設(替)距離	設計審査手数料		現場確認料
30m以下のもの	⑦	7,400円	A 4,000円
30mを超え50mまでのもの	⑧	14,800円	B 8,000円
50mを超え100mまでのもの	⑨	24,000円	C 16,000円
100mを超えるもの	⑩	35,000円	D 32,000円

(2) 加入分担金

- ① 加入分担金は、給水工事の新規申込み及び増口径の申込者から徴収するものである。
- ② 加入分担金は、⑦新旧需要者の公平負担及び⑧原因者の適正負担を目的として、法第14条に定める「その他の供給条件」として条例で定める一時金であり、加入権が伴うものではない。
- ③ 加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

金額 口径(mm)	加入分担金(円)
13	100,000
20	
25	280,000
30	420,000
40	910,000
50	1,400,000
75	3,500,000
100	5,950,000
150以上	別途企業長が定める

38

新	旧																																																						
<p>④ 仮設加入分担金の額は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p> <table border="1" data-bbox="522 474 1110 720"> <thead> <tr> <th>口 径 (mm)</th> <th>6ヶ月以内 (円)</th> <th>1年以内 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>30,000</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>45,000</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>65,000</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>90,000</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>120,000</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>50</td><td>155,000</td><td>300,000</td></tr> </tbody> </table> <p>⑤ 改造等に伴う加入分担金の取扱い</p> <p>ア 増口径の場合は、新口径と旧口径との差額を徴収する。</p> <p>イ 減口径の場合の差額は、還付しない。</p> <p>ウ 給水装置が不要となり所有者が廃止の申出をした場合であっても還付しない。</p> <p>⑥ 区域外給水の取扱い</p> <p>給水区域外給水の場合の加入分担金は、③の額に30,000円を加算する。(施行規則第39条) 又、行政区域外への給水は他の水道事業者からの申出により給水するもので分水契約の締結等が必要となる。</p> <p>なお、他の水道事業者からの行政区域内給水は、「分水取扱要綱」を適用し措置する。</p> <p>(3) 手数料について</p> <p>給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める(施行令第6条)基準に適合していないときは、条例第33条に基づき給水を停止することができる。又、水の供給を受けるために給水装置の構造、材質を政令に定める基準に適合させなければならない者は需要者である。(法第16条)</p> <p>従って工事検査が必要となり、その手数料は需要者負担である。</p> <p>① 工事検査手数料 1回につき1,000円(条例第30条)</p> <p><b>④ 配水補助管負担金</b></p> <p>配水管未整備区域への給水のため配水補助管助成金を交付し、布設した配水補助管から分岐する場合に、その申込者から徴収する負担金で助成金として先行投資をした費用の回収を図るものである。(条例第29条)</p> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p> <table border="1" data-bbox="516 1467 1115 1680"> <thead> <tr> <th>メータ口径 (mm)</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20以下</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>140,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>455,000</td></tr> <tr><td>50以上</td><td>別途企業長が定める</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、1箇所の引込みで複数のメータを設置する場合の負担金は、「メータ口径」を「引</p>	口 径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)	13	30,000	50,000	20	45,000	80,000	25	65,000	120,000	30	90,000	170,000	40	120,000	230,000	50	155,000	300,000	メータ口径 (mm)	金 額 (円)	20以下	50,000	25	140,000	30	210,000	40	455,000	50以上	別途企業長が定める	<p>④ 仮設加入分担金の額は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p> <table border="1" data-bbox="1783 474 2371 720"> <thead> <tr> <th>口 径 (mm)</th> <th>6ヶ月以内 (円)</th> <th>1年以内 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>30,000</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>45,000</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>65,000</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>90,000</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>120,000</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>50</td><td>155,000</td><td>300,000</td></tr> </tbody> </table> <p>⑤ 改造等に伴う加入分担金の取扱い</p> <p>ア 増口径の場合は、新口径と旧口径との差額を徴収する。</p> <p>イ 減口径の場合の差額は、還付しない。</p> <p>ウ 給水装置が不要となり所有者が廃止の申出をした場合であっても還付しない。</p> <p>⑥ 区域外給水の取扱い</p> <p>給水区域外給水の場合の加入分担金は、③の額に30,000円を加算する。(施行規則第39条) 又、行政区域外への給水は他の水道事業者からの申出により給水するもので分水契約の締結等が必要となる。</p> <p>なお、他の水道事業者からの行政区域内給水は、「分水取扱要綱」を適用し措置する。</p> <p>(3) 手数料について</p> <p>給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める(施行令第4条)基準に適合していないときは、条例第33条に基づき給水を停止することができる。又、水の供給を受けるために給水装置の構造、材質を政令に定める基準に適合させなければならない者は需要者である。(法第16条)</p> <p>従って工事検査が必要となり、その手数料は需要者負担である。</p> <p>① 工事検査手数料 1回につき1,000円(条例第30条)</p> <p><b>④ 水道施設整備分担金</b></p> <p>水道施設整備分担金は、給水計画を超えた大口給水を必要とする施設の開発行為者から徴収する分担金で、地方自治法第224条を根拠として、給水計画に基づく新旧需要者の公平負担分として徴収する加入分担金では賄えない施設の財源を既需要者に負担させることのないよう回収するためのものである。(条例第29条)</p> <p>① 計画1日給水量が10立方メートル以上の新規申込者及び増量後の計画1日給水量が10立方メートル以上となる申込者から徴収する。</p> <p>② ア 市街化区域内 16,500円/1日・m<sup>3</sup> イ ア以外の区域 33,000円/1日・m<sup>3</sup></p> <p>(5) 配水補助管負担金</p> <p>配水管未整備区域への給水のため配水補助管助成金を交付し、布設した配水補助管から分岐する場合に、その申込者から徴収する負担金で助成金として先行投資をした費用の回収を</p>	口 径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)	13	30,000	50,000	20	45,000	80,000	25	65,000	120,000	30	90,000	170,000	40	120,000	230,000	50	155,000	300,000
口 径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)																																																					
13	30,000	50,000																																																					
20	45,000	80,000																																																					
25	65,000	120,000																																																					
30	90,000	170,000																																																					
40	120,000	230,000																																																					
50	155,000	300,000																																																					
メータ口径 (mm)	金 額 (円)																																																						
20以下	50,000																																																						
25	140,000																																																						
30	210,000																																																						
40	455,000																																																						
50以上	別途企業長が定める																																																						
口 径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)																																																					
13	30,000	50,000																																																					
20	45,000	80,000																																																					
25	65,000	120,000																																																					
30	90,000	170,000																																																					
40	120,000	230,000																																																					
50	155,000	300,000																																																					
39	39																																																						

新

込管口径」と読み替えて適用する。(配水補助管負担金徴収要綱第6条)

(5) 特別管理分担金  
 開発行為者が加圧施設等、特別な給水施設を設置し当該施設を企業団に移管する場合に特別管理分担金を徴収する。(条例第29条参照)

(6) 納付金の取扱い

名 称	納 付 先	時 期
工 事 費	※ 指定工事業者・企業団	工事着手前
加 入 分 担 金	企 業 団	〃
手 数 料	〃	〃
配水補助管負担金	〃	〃
特別管理分担金	〃	〃

※ 官公庁、土地区画整理組合、住宅供給公社、その他官庁に準ずるものは「工事費等の徴収取扱いについて」の適用により前記費用を後納することができる。

※ 工事費の納付先 設計審査工事・給水承認工事・・・指定工事業者  
 特別承認工事・入札工事・・・・・・企業団

40

旧

図るものである。(条例第29条)

(税抜き)

	メータ口径 (mm)	金 額 (円)
配水補助管 負 担 金	20 以下	50,000
	25	140,000
	30	210,000
	40	455,000
	50 以上	別途企業長が定める

ただし、1箇所の引込みで複数のメータを設置する場合の負担金は、「メータ口径」を「引込管口径」と読み替えて適用する。(配水補助管負担金徴収要綱第6条)

(6) 特別管理分担金  
 開発行為者が加圧施設等、特別な給水施設を設置し当該施設を企業団に移管する場合に特別管理分担金を徴収する。(条例第29条参照)

(7) 納付金の取扱い

名 称	納 付 先	時 期
工 事 費	※ 指定工事業者・企業団	工事着手前
加 入 分 担 金	企 業 団	〃
手 数 料	〃	〃
水道施設整備分担金	〃	〃
配水補助管負担金	〃	〃
特別管理分担金	〃	〃

※ 官公庁、土地区画整理組合、住宅供給公社、その他官庁に準ずるものは「工事費等の徴収取扱いについて」の適用により前記費用を後納することができる。

※ 工事費の納付先 設計審査工事・給水承認工事・・・指定工事業者  
 特別承認工事・入札工事・・・・・・企業団

40

新	旧
<p>第3章 設 計</p> <div data-bbox="409 436 1258 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(設計の基本条件)</p> <p>第18条 給水装置の設計は、現地調査に始まり給水方式の選定、管布設位置の決定、管口径の決定、給水装置設計図の作成及び工事費の算出等に至る一切の事務的、技術的な措置をいい、設計内容は単に水が出るだけの装置であれば良いというものでなく、給水量と水質保全について不安がなく、かつ耐久性があり、申込者の要望を満たし経済的なものでなければならない。</p> </div> <p>[解 説]</p> <p>1 給水装置は水道施設の部門と異なり、施設費の大部分が直接需要者の負担にかかるものであり、その所有権及び維持管理は本来需要者に帰属するものであるとはいえ、給水装置の材料、構造及び管理等に不備があるときは、水道事業者が管理する配水管の水質、水量、水圧においていかに清浄豊富なものであっても、使用者の要望する水量を供給しえないばかりでなく、水撃作用による装置の破損、あるいは汚水の逆流など不測の事故を発生するものである。</p> <p>このような事故を防止するため、給水装置の構造及び材質について施行令第6条及び施行規則第6条にその基本を総括的に規定している。</p> <p>2 設計の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水装置全体が申込者の必要とする所要水量を満たすものであって、かつ、過大でないこと</li> <li>(2) 水圧、土圧、その他の過重に対して十分な耐力を有し、かつ、長期の使用に耐えるものであること</li> <li>(3) 付近の給水に著しく影響を及ぼさないものであること</li> <li>(4) 器具及び材料は、水質が汚染されない材質のものを使用し、所定の水圧試験に合格した規格適合品を使用すること</li> <li>(5) 給水装置は、給水管内に汚水等が逆流するおそれのある構造は絶対に避けること</li> <li>(6) 凍結、電食、腐食及び温度変化等による破損事故などの発生するおそれのある場合は、適当な防護措置を施すこと</li> <li>(7) 給水管は、給水装置及び配水管等に衝撃作用を生じさせる用具や機械と連結又は接触させないこと</li> <li>(8) 給水管内に水が停滞して腐り水の生ずる恐れのある箇所には排水装置を設けること</li> <li>(9) 修繕などの維持管理が容易であること</li> </ol> <p style="text-align: center;">53</p>	<p>第3章 設 計</p> <div data-bbox="1665 436 2513 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(設計の基本条件)</p> <p>第18条 給水装置の設計は、現地調査に始まり給水方式の選定、管布設位置の決定、管口径の決定、給水装置設計図の作成及び工事費の算出等に至る一切の事務的、技術的な措置をいい、設計内容は単に水が出るだけの装置であれば良いというものでなく、給水量と水質保全について不安がなく、かつ耐久性があり、申込者の要望を満たし経済的なものでなければならない。</p> </div> <p>[解 説]</p> <p>1 給水装置は水道施設の部門と異なり、施設費の大部分が直接需要者の負担にかかるものであり、その所有権及び維持管理は本来需要者に帰属するものであるとはいえ、給水装置の材料、構造及び管理等に不備があるときは、水道事業者が管理する配水管の水質、水量、水圧においていかに清浄豊富なものであっても、使用者の要望する水量を供給しえないばかりでなく、水撃作用による装置の破損、あるいは汚水の逆流など不測の事故を発生するものである。</p> <p>このような事故を防止するため、給水装置の構造及び材質について施行令第4条及び施行規則第6条にその基本を総括的に規定している。</p> <p>2 設計の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水装置全体が申込者の必要とする所要水量を満たすものであって、かつ、過大でないこと</li> <li>(2) 水圧、土圧、その他の過重に対して十分な耐力を有し、かつ、長期の使用に耐えるものであること</li> <li>(3) 付近の給水に著しく影響を及ぼさないものであること</li> <li>(4) 器具及び材料は、水質が汚染されない材質のものを使用し、所定の水圧試験に合格した規格適合品を使用すること</li> <li>(5) 給水装置は、給水管内に汚水等が逆流するおそれのある構造は絶対に避けること</li> <li>(6) 凍結、電食、腐食及び温度変化等による破損事故などの発生するおそれのある場合は、適当な防護措置を施すこと</li> <li>(7) 給水管は、給水装置及び配水管等に衝撃作用を生じさせる用具や機械と連結又は接触させないこと</li> <li>(8) 給水管内に水が停滞して腐り水の生ずる恐れのある箇所には排水装置を設けること</li> <li>(9) 修繕などの維持管理が容易であること</li> </ol> <p style="text-align: center;">53</p>

新	旧
<p>(浄水器・活水器等の設置)</p> <p>第38条 給水装置に浄水器や活水器(以下、「浄・活水器」という。)を設置する場合、給水装置内や配水管への逆流事故の防止及び水質管理を十分考慮するものとする。</p> <p>2 浄・活水器を取り付ける場合は、給水装置工事申込書に「浄水器、活水器設置誓約書」(様式40-1・2号)を添付し申請すること。</p> <p>3 浄・活水器は取り付ける位置によって分類する。</p> <p>(1) I型は、給水管に直結して取り付けられ常時水圧がかかった状態で使用されるもの。</p> <p>(2) II型は、水栓の流出側に取り付けられ常時水圧はかからないが、浄・活水器と水栓が組み合わされ製造販売されるもの。(水栓の先に簡単に取り付けられるものは対象外)</p> <p>4 浄・活水器の設置は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 浄・活水器は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。</p> <p>(2) 浄・活水器は、水道メータの下流側に設置すること。</p> <p>(3) 検針や取替等のメータ管理に支障があるため、浄・活水器をメータボックス内に設置しないこと。</p> <p>(4) I型の浄・活水器を設置する場合は次の事項を遵守すること。</p> <p>ア 浄・活水器の上流側に逆止弁及び制水等を目的とした止水栓を設置すること。</p> <p>イ 直結増圧給水方式の場合は、増圧給水装置の下流側に設置すること。</p> <p>ウ 浄・活水器の上流側に水質異常時の水質検査等に利用するための「直圧の給水栓」を設置すること。</p> <p>エ 受水槽給水方式の場合は、受水槽へ導水する管路の上流側に設置しないこと。</p> <p>(5) 磁気を利用した浄・活水器は、メータの指針値に影響を及ぼす恐れがあり、またメータ交換等の維持管理に支障のないように、メータより50cm以上の隔離を設けて設置すること。</p> <p>5 維持管理・衛生管理</p> <p>(1) 企業団の水質の管理責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。</p> <p>(2) 使用者又は所有者は、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。</p> <p>(3) 使用者又は所有者は、浄・活水器の設置に伴い家屋内等に給水される水の残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めるものとする。</p> <p>(4) 使用者又は所有者は、浄・活水器及び水質に異常が生じた場合は、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。</p> <p>6 浄・活水器の使用を止めた場合は、「浄水器、活水器使用止め・撤去報告書」(様式第41号)を提出すること。</p> <p>[解説]</p> <p>1 近年、水道水の浄化・健康増進等を目的として、浄・活水器が設置される事例が多くなってきている。しかし、給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や仕様状態等によって</p> <p>143-2</p>	<p>(浄水器・活水器等の設置)</p> <p>第38条 給水装置に浄水器や活水器(以下、「浄・活水器」という。)を設置する場合、給水装置内や配水管への逆流事故の防止及び水質管理を十分考慮するものとする。</p> <p>2 浄・活水器を取り付ける場合は、給水装置工事申込書に「浄水器、活水器設置誓約書」(様式40-1・2号)を添付し申請すること。</p> <p>3 浄・活水器は取り付ける位置によって分類する。</p> <p>(1) I型は、給水管に直結して取り付けられ常時水圧がかかった状態で使用されるもの。</p> <p>(2) II型は、水栓の流出側に取り付けられ常時水圧はかからないが、浄・活水器と水栓が組み合わされ製造販売されるもの。(水栓の先に簡単に取り付けられるものは対象外)</p> <p>4 浄・活水器の設置は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 浄・活水器は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。</p> <p>(2) 浄・活水器は、水道メータの下流側に設置すること。</p> <p>(3) 検針や取替等のメータ管理に支障があるため、浄・活水器をメータボックス内に設置しないこと。</p> <p>(4) I型の浄・活水器を設置する場合は次の事項を遵守すること。</p> <p>ア 浄・活水器の上流側に逆止弁及び制水等を目的とした止水栓を設置すること。</p> <p>イ 直結増圧給水方式の場合は、増圧給水装置の下流側に設置すること。</p> <p>ウ 浄・活水器の上流側に水質異常時の水質検査等に利用するための「直圧の給水栓」を設置すること。</p> <p>エ 受水槽給水方式の場合は、受水槽へ導水する管路の上流側に設置しないこと。</p> <p>(5) 磁気を利用した浄・活水器は、メータの指針値に影響を及ぼす恐れがあり、またメータ交換等の維持管理に支障のないように、メータより50cm以上の隔離を設けて設置すること。</p> <p>5 維持管理・衛生管理</p> <p>(1) 企業団の水質の管理責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。</p> <p>(2) 使用者又は所有者は、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。</p> <p>(3) 使用者又は所有者は、浄・活水器の設置に伴い家屋内等に給水される水の残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めるものとする。</p> <p>(4) 使用者又は所有者は、浄・活水器及び水質に異常が生じた場合は、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。</p> <p>6 浄・活水器の使用を止めた場合は、「浄水器、活水器使用止め・撤去報告書」(様式第41号)を提出すること。</p> <p>[解説]</p> <p>1 近年、水道水の浄化・健康増進等を目的として、浄・活水器が設置される事例が多くなってきている。しかし、給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や仕様状態等によって</p> <p>143-2</p>

3階直結直圧給水実施要綱・解説

3階直結直圧給水実施要綱・解説については、別に定める。

3階直結直圧給水実施要綱・解説

【目的】

第1条 この要綱は、小規模貯水槽等を設置することなく配水管又は配水補助管（以下「配水管等」という。）の水圧を有効利用し、3階建ての建築物について直結直圧給水（以下「3階直結直圧給水」という。）をすることで、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とする。

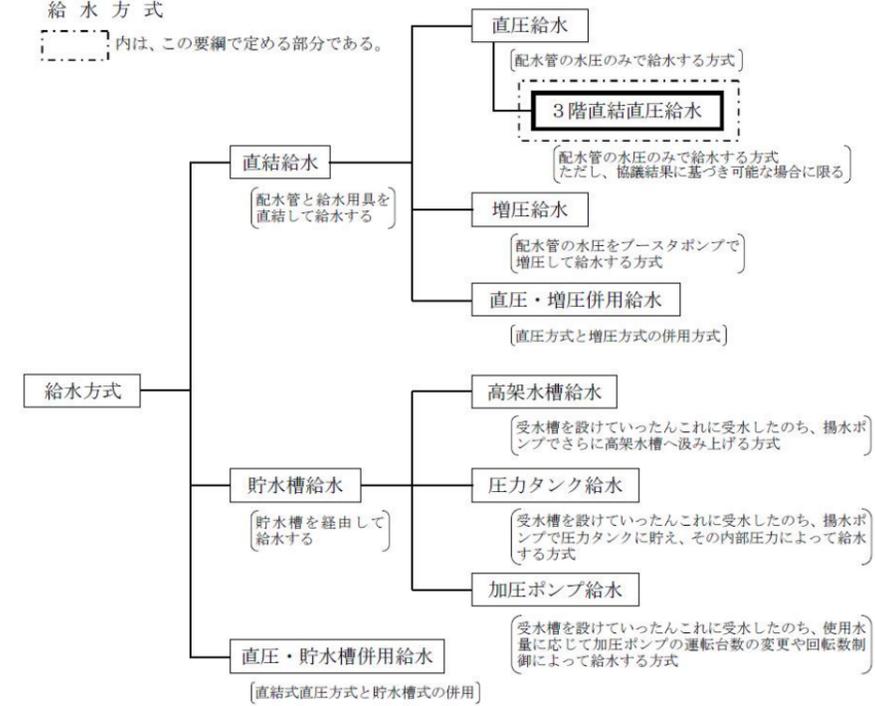
【解説】

厚生労働省から「ふれっしゅ水道計画」が発表され、その中で小規模貯水槽等による衛生問題の解消を図ることとして直結給水対象の拡大が示されている。企業団においても配水管等の圧力を有効利用し、3階建ての建築物について直結直圧給水をする事で、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とした。

【参考】

給水方式

内は、この要綱で定める部分である。



以降の 199 ページから 213 ページを削る。

直結増圧給水実施要綱・解説

直結増圧給水実施要綱・解説については、別に定める。

直結増圧給水実施要綱・解説

(目的)

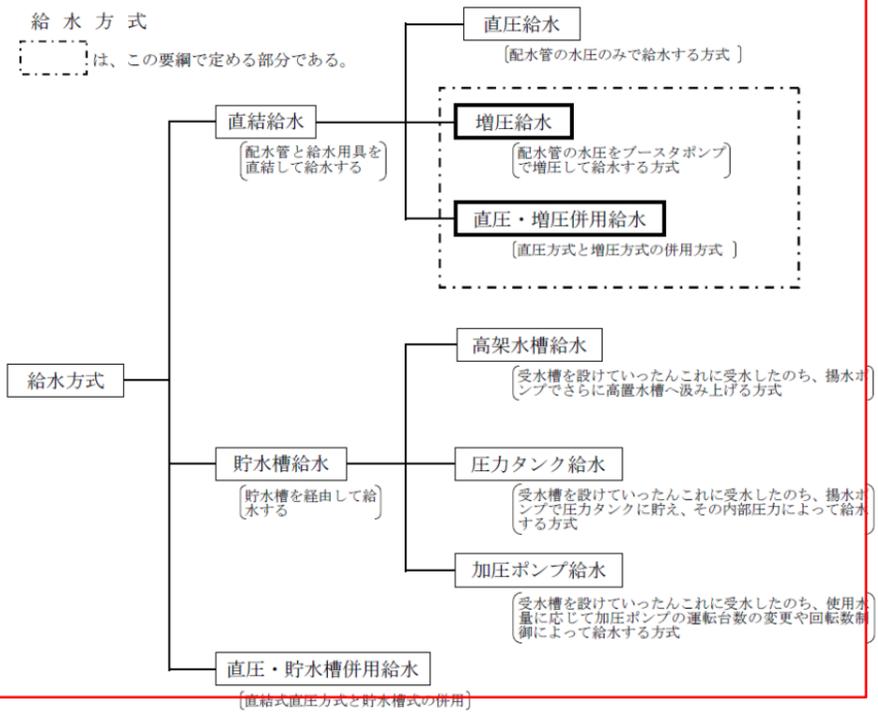
第1条 この要綱は、4階建て以上の中高層建築物へ直結給水の拡大を図り、より安全かつ良質な水を供給することを目的とする。

【解説】

厚生労働省から「ふれっしゅ水道計画」が発表され、その中で、小規模貯水槽水道の衛生問題の解消を中心に直結給水の拡大が示されている。企業団においても、すでに3階直結直圧給水を導入しているが、建物の中高層化の傾向は強く、3階までの直圧給水のみでは、小規模貯水槽水道の解消に限界がある。そこで配水管の圧力を有効利用しさらに不足する圧力を補う方法のプースタポンプによる直結増圧給水を導入することで、より安全かつ良質な水を給水できる範囲を拡大することを目的とした。

(給水方式)

第2条 この要綱で定める給水方式は、増圧給水、直圧・増圧併用給水とする。



以降の 215 ページから 239 ページを削る。

新	旧
	<p>2 様式編</p> <p>3 階直結直圧給水協議書（新規・改造）（3 直様式第 1 号）  3 階直結直圧給水協議書（新規・改造）（3 直様式第 1-1 号）  3 階直結直圧給水回答書（新規・改造）（3 直様式第 2 号）  既設給水設備調査報告書（3 直様式第 3 号）  直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第 1 号）（表面）  直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第 1 号）（裏面）  直結増圧給水協議書（新規・改造）（増圧様式第 1-1 号）  直結増圧給水回答書（新規・改造）（増圧様式第 2 号）  既設給水設備調査報告書（増圧様式第 3 号）  定期点検業者選任（変更）届（増圧様式第 4 号）  減圧式逆流防止器定期点検報告書（増圧様式第 5 号）</p> <p>上記様式について、給水装置工事設計・施行基準から削る。</p>